

嘆 願 書

念及るに経業負担奇り根議致し先記条項を款額致す事以て、就きま
るは何等誠意を以て、何回答する所、此致し致し、す

一、労付賃金は二四六十支給せしむるに

但し、黄店、東京産装業組合に加盟せしむる場合は、与産装業組合との間に規定せ
る、二、四、六、八、十、を以て解決致し、す

二、就業時間、は午前八時より午後五時迄とし、む

三、取人を増す場合は、現場経業負担の了解を、是、現場終了迄、絶対には、償首せざる
所也、し、む、左、

四、並居役料は、現場に在る支給せしむるに

五、由間は、月二回とせしむるに

六、紛争申休業する場合は、日給を支給せしむるに

七、東京産装業組合を、公認せしむるに
昭和十一年九月九日

高田産装店

高田文次郎 殿

高田産装店役員一同

交 通 業
運 輸 業